

東都医保発第 1551 号
(地区第 928 号)
令和 2 年 8 月 19 日

地区医師会担当理事 殿

公益社団法人
東京都医師会
理事 魚住
黒瀬



新型コロナウイルスの PCR 検査（唾液）等の保険適用に伴う行政検査の
集合契約方法の変更について

平素は本会会務にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記行政検査については、令和 2 年 7 月 27 日付東都医保発第 1345 号（地区第 811 号）
「帰国者・接触者外来等の医療機関等における新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理
支援システム（HER-SYS）の利用促進及び新型コロナウイルス感染症に係る行政検査に関す
る Q&A について」にて東京都における集合契約方法についてお知らせしたところです。

この通知中の厚生労働省作成「行政検査に関する Q&A」の間 3 において、「委託契約の効
果は遡及させることができることから、契約手続きに時間を要する場合などには、契約が締
結されれば契約締結前に実施された検査についても契約に基づく補助の対象になることを
都道府県等と医療機関の間で合意した上で、契約締結を待たずに、行政検査（PCR 検査及び
抗原検査）を実施する」ことが可能であること等が示されております。

これまでは、取りまとめ機関が実施医療機関を申請して東京都が認可した後に行政検査
の実施及び検査料や判断料の算定ができるとされておりましたが、このことを受けて本会が
東京都と協議を行った結果、申請した医療機関が少しでも早く唾液を用いた PCR 検査が実
施できるよう、地区医師会が医療機関からの申請書類等を受理し、申請書並びに図面等の内
容を確認した時点で唾液を用いた PCR 検査の実施・算定ができることになりました。

つきましては、貴会におかれましても、実施医療機関の申請がありましたら、別添記入例
のとおり、医療機関から提出された【新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いに
ついて】の左上に受領した期日を記入し、東京都へご提出くださいますようお願い申し上げ
ます。

なお、本件については、令和 2 年 8 月 19 日以降に取りまとめ機関において申請書等を受
理した医療機関から対象となります。



(公社) 東京都医師会 事業部 医療保険課
TEL : 03-3294-8838 (直) FAX : 03-3292-7097
E-mail : syaho@tokyo.med.or.jp

<< 地区医師会の受領日記入例 >>

受領日 令和2年〇〇月〇〇日

地区医師会は、医療機関からの申請
を受理した期日を記載し、東京都に
提出してください

第 号
年 月 日

東京都福祉保健局健康安全部長 殿

所在地

開設者名

印

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて、帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関（唾液を用いたPCR検査及び抗原検査のみ実施）として認めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

【提出書類】

- 1 別添様式 連絡方法等調査票
- 2 医療機関図面
(診察予定場所、患者動線を明記すること。また、他の患者との接触を避けるために検査実施日、実施時間を指定する場合は、図面の余白に実施日及び実施時間を記載すること。)
- 3 「帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関」資料のチェックリスト

	氏 名	所 属 部 課	電 話
申請書作成者			